

會報

第623号

2020年8月1日発行

一般社団法人
監査懇話会

編集発行人 太田 剛
<https://kansakonwakai.com>

特別寄稿（「監査セミナー」に替えて）

「バーチャル株主総会（参加型・出席型）の基本」

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 塚本 英巨氏

1. はじめに

株主総会は、本来、会議体として、一定の人数の株主が一堂に会することが想定されている。

しかし、2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、大勢の人が集まること（いわゆる「3密」）を避けることが求められている。そのための方策の一つとして、株主が株主総会の会場に少なくとも株主総会に出席・参加することができる「バーチャル株主総会」（詳細は2参照）に対する関心が高まっており、2020年の株主総会において採用する上場会社が現れている。

バーチャル株主総会自体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のみを目的としたものではない。バーチャル株主総会は、本来、株主総会の会場から遠く離れた場所に所在する株主に株主総会への参加の機会を提供するなどの意義を有する。そのため、2020年の株主総会ではバーチャル株主総会を採用しなかった会社においても、新型コロナウイルス感染症が収束しているかどうかにかかわらず、2021年以降の株主総会で、会場に来て出席する方法以外の株主総会への出席・参加の方法の一つとして、バーチャル株主総会を採用することも、検討に値するといえる。

本稿は、経済産業省が、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」における議論（筆者も委員として議論に参加）を踏まえて2020年2月に策定・公表した、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「実施ガイド」という）^{*1}やバーチャル株主総会を採用した会社のケースも踏まえながら、バーチャル株主総会に関する一般的な法的論点について述べるものである。

^{*1} <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

2. バーチャル株主総会とは

バーチャル株主総会とは、株主総会の当日に、株主が、インターネットを通じたチャットや電話会議、テレビ電話等の手段（以下「インターネット等の手段」と総称する）により関与することを認める株主総会をいう。

バーチャル株主総会は、株主が物理的に来ることができる特定の場所（以下「リアル総会場」という）を設定し、株主がリアル総会場に来る方法で株主総会に出席すること（以下「リアル出席」といい、リアル出席をする株主を以下「リアル出席株主」という）を認めるかどうかにより、種類が分かれる。まず、リアル総会場を設定しない、すなわち、株主による株主総会へのリアル出席を一切認めず、バーチャル出席しか認めない株主総会を、「バーチャルオンリー型株主総会」という。

これに対し、リアル総会場を設定し、株主による株主総会へのリアル出席を認めるとともに、これに加えて、インターネット等の手段による法的な意味での株主総会への「出席」（以下「バーチャル出席」といい、バーチャル出席をする株主を以下「バーチャル出席株主」という）も認める株主総会を、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」という（以下単に「出席型」ということがある）。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会に似たものとして、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」がある（以下単に「参加型」ということがある）。これは、法的な意味での株主による株主総会への「出席」の方法としては、リアル出席の方法のみを認めつつ、株主総会を傍聴・視聴する方法として、インターネット等の手段を認める株主総会を指す（インターネット等の手段により株主総会を傍聴・視聴すること＜法的な意味での出席ではなく、参加すること＞を以下「バーチャル参加」といい、バーチャル参加をする株主を以下「バーチャル参加株主」という）。そして、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とハイブリッド参加型バーチャル株主総会を併せて「ハイブリッド型バーチャル株主総会」という。

現行の会社法上、一般に、リアル総会場を必ず設定しなければならないと解されており、したがって、バーチャルオンリー型株主総会は認められないと解されている。^{*2}



そのため、以下で述べるバーチャル株主総会とは、専ら、ハイブリッド型バーチャル株主総会を指す。後述するとおり、出席型は、株主がインターネット等の手段により法的な意味で株主総会に「出席」することになるため、インターネット等の手段による質問や議決権行使について、慎重な対応を要するとともに、相応のシステム対応を要し得る。これに対し、参加型は、株主総会の当日に株主がインターネット等の手段によりどこまでのことを行うことができるようにするかによるが、一定のシステム対応を要するものの、法的な論点はあまり多くない。そのため、会社としては、出席型よりも、参加型のほうが採用しやすい。実際、2020年の株主総会においても、出席型を採用した上場会社はせいぜい10数社にとどまるとみられるのに対し、参加型を採用した上場会社は数十社あった。

※2 第197回国会の2018年11月13日開催の衆議院法務委員会における小野瀬厚政府参考人（法務省民事局長（当時））の答弁参照

3. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会について

(1) 総論

参加型は、バーチャル参加株主が法的な意味で株主総会に出席するわけではない。バーチャル参加株主は、株主総会の議事の様子（動画）を傍聴・視聴することができるにすぎない。すなわち、バーチャル参加株主は、その場で、質問をしたり動議を提出したりすることはできず、また、議決権を行使することもできない。バーチャル参加株主が議決権を行使するためには、書面又は電磁的方法により事前に議決権行使をするほかない。

(2) 以下で述べるとおり、参加型を採用する場合に検討することが考えられる事項として、例えば、【表1】に掲げたものが考えられる。参加型として、これらの事項のうちいずれを採用するかは別として、参加型を採用し、少なくとも、バーチャル参加株主が株主総会の議事の様子を動画で見られるようにする場合は、株主総会招集通知（又はその別紙）にその旨を記載することになる。

株主総会の当日における配慮事項としては、株主総会の議事の様子を配信するに当たって、リアル総会場にいる株主の顔が極力映らないようにする点が挙げられる。また、質疑応答の際、発言する株主には、当該株主の特定のため、出席票の番号と氏名を述べてもらうのが通常であるが、動画が配信されることを踏まえ、出席票の番号のみを述べてもらうようにするのが望ましい。

(2) 動画配信のみの参加型

バーチャル参加の典型的な方法は、インターネットを通じて株主総会の議事の様子（動画）を配信する方法である。このような動画配信は、実施ガイドの策定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の以前から行われており、特段目新しいものではない。動画配信に

ついては、ライブ配信とするか、それとも録画配信とするか、また、株主のみが視聴することができるようにするか、それとも、株主に限定せず、広く一般に視聴することができるようにするかを検討することになる。2020年に参加型を採用した上場会社においては、ライブ配信かつ株主のみが視聴することができるというケースが多かったように思われる。株主のみが視聴することができるようにする場合は、株主ごとのID及びパスワードを設定することが考えられる。

(3) コメントも受け付ける参加型

参加型としてもう一步進めるとすれば、バーチャル参加株主による「質問」を受け付けることである。もっとも、質問と言っても、役員の説明義務（会社法314条）を生じさせる法的な意味での質問ではない。そこで、以下では、そのような法的な意味での質問と区別するために「コメント」と呼ぶこととする。バーチャル参加株主が、株主総会のライブ中継を視聴しながら、インターネットを通じたチャット機能等を利用して、質問や意見を内容とするコメントを会社の事務局に送信し、株主総会の事務局がそれを選別した上で、議長が紹介したり、議長その他担当役員が応答したりするということが考えられる。このように株主総会の場において役員が応答等する方法のほか、後日、会社のホームページ上に、バーチャル参加株主からのコメントを紹介するとともに、これに対する回答（Q&A）を掲載することも考えられる。

【表1】参加型を採用する場合に検討することが考えられる事項

1. 動画配信のタイミング

- ①ライブ配信のみとするか。
- ②ライブ配信をしたうえで、後日、録画も視聴可能とするか。録画も視聴可能とする場合、議事の全てを視聴可能とするか、それとも、質疑応答に入る前の部分のみ（特に、議長による事業報告及び＜連結＞計算書類の報告部分）とするか。
- ③後日の録画の視聴のみとするか（録画の内容のパターンは、②と同じ）。

2. 動画を視聴することができる者

- ①株主に限定するか。
- ②一般に公開するか。

3. バーチャル参加株主からのコメントを受け付けるかどうか。受け付けるとして、以下の点をどのようにするか

- ①株主総会の開催日に先立って事前によりのみ受け付けることとするか、それとも、株主総会の進行中にリアルタイムで受け付けることとするか。事前によりのみ受け付けるとする場合、期限をいつに設定するか。
- ②受け付けたコメントに対してどのように回答するか。株主総会の議事の中でコメントを取り上げて回答するか、後日、ホームページ上でQ&Aの形で取り上げるか、それともその両方か。

もっとも、このようにバーチャル参加株主が株主総会の進行中にリアルタイムにコメントを提出することができるようにすることは、一定のシステム対応を要し、また、株主総会の当日の運営方法をそれなりに変更する必要がある。そこで、会社にとってより取り組みやすい方法として、バーチャル参加株主に限らず、株主総会の当日にリアル出席することができない株主のために、事前質問を受け付けるという方法が考えられる。当該事前質問自体は、参加型を採用するかどうかにかかわらず、株主総会の当日における質問の事前通告として、株主から行われることが想定されるものである。バーチャル株主総会が注目される前は、会社が、事前質問を受け付けるということをわざわざアナウンスすることはなかった。これに対し、リアル出席することができない株主の便宜のため（又はリアル総会上における密集を避けるため）、バーチャル参加を認めることとする場合に、法的な意味で出席する株主と同等の権利を認めることはできないとしても、可能な限りそれに近い形でバーチャル参加株主の権利を認める観点から、このような事前質問を受け付けるという対応をすることも考えられる。

役員は、株主総会の当日に、事前質問に対する説明義務を負うわけではない（会社法施行規則 71 条 1 号イ参照）。しかしながら、あくまでも株主へのサービスとしてバーチャル参加を認め、また、事前質問を受け付けることとする以上は、その全てではないとしても、適切な内容の質問や意見のうちの一部を議場で紹介し、必要に応じて応答することが望ましいと考えられる。このような取扱いとする場合は、会社としての準備の時間も必要であることから、株主総会の数日前を事前質問の期限として設定することになる。

2020 年の株主総会において、コメントも受け付ける形で参加型を採用した上場会社として、【表 2】の会社があり、参考となる。^{※3}

※3 2019 年に、コメントも受け付ける形で参加型を採用した上場会社としてグリーがある。同社の取組内容については、松村真弓「株主総会の電子的手段の活用に向けた取組—バーチャル株主総会実施への道のり—グリー株式会社—」資料版商事法務 432 号 43 頁（2020 年）を参照されたい。

4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会について

出席型の場合は、バーチャル出席株主は、法的な意味で株主総会に出席するため、参加型に比べて、法律的・実務的に検討すべき事項が多く、また、入念な準備も要する。

1 で述べたとおり、2020 年の株主総会において出席型を採用した上場会社は多くないが、例えば、【表 3】（次頁）の上場会社がある。^{※4}

※4 富士ソフトの取組については、赤松理「3 月 13 日開催 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施—富士ソフトの株主総会対応—」ビジネス法務 2020 年 6 月号 67 頁を、また、パイブドHDの取組については、仲摩篤史「ハイブリッド出席型バーチャル総会の実践—パイブドHD株式会社—」資料版商事法務 435 号 22 頁（2020 年）をそれぞれ参照されたい。

【表 2】コメントも受け付ける形で参加型を採用した上場会社の例

●カプコン（2020 年 6 月 17 日開催）

1. 「ハイブリッド型バーチャル株主総会」には、「参加型」と「出席型」の二種類ありますが、「本バーチャル株主総会」は「参加型」であります。
 2. 「本バーチャル株主総会」では、株主総会会場（以下「会場」）に来場されなくてもインターネットを用いて遠隔地などから株主総会への参加が可能となります。
 3. 「本バーチャル株主総会」は「参加型」であるため、会社法上の出席には当たりません。したがって、株主総会当日に議決権行使や質問等を行うことはできません。
 4. 会場に来場されない株主様は、ID とパスワードによる株主確認を経て「株主専用ウェブサイト」で配信される中継動画を視聴しながら、「コメント」を送信することができます。
- （カプコンの 2020 年 5 月 19 日付け「「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」の導入について」から抜粋。なお、同社の同月 26 日付け「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、「コメントは、後日当社のウェブサイトに掲載いたします」とされている。）

<http://www.capcom.co.jp/ir/news/html/200519.html>

http://www.capcom.co.jp/ir/stock/pdf/2020capcom_f.pdf

●リスクモンスター（2020 年 6 月 25 日開催）

1. 本総会をご自宅でご視聴される場合
本総会の様子を当日WEBで配信いたします。以下の通りご視聴頂きますようお願いいたします。
議決権については、書面またはインターネットにて事前行使を行っていただきますようお願い申し上げます。（中略）

注意事項

- ・本総会のWEB配信は、視聴のみとなっており出席と取り扱われませんので、議決権行使や質問を当日行うことはできません。
- ・本総会のWEB配信を視聴される場合、議決権は事前に行使いただきますようお願いいたします。

2. ご質問等がある場合

ご来場を自粛いただける株主様におきましては、当日の総会会場における質疑応答の代替手段として、議案に関するご質問や当社の経営に関するコメントを事前にいただき、可能な限り、本総会当日の説明に反映させていただきます。

ご質問やコメントがある株主様は、以下の通りご質問等の事前登録を行っていただきますようお願い申し上げます。

注意事項

- ・登録期限は 2020 年 6 月 18 日(木)午後 6 時までとさせていただきます。
 - ・個別の質問にはお答えしかねます。予めご了承のほどお願いいたします。
- （リスクモンスタの「第 20 回定時株主総会招集ご通知」から抜粋）

【表3】2020年の株主総会において出席型を採用した上場会社（いずれも株主総会の招集通知又はこれに附属する文書からの抜粋）

●富士ソフト（2020年3月13日開催） 今回、インターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」いただく、「インターネット出席」の方法を導入することといたしました。（中略） 今回、インターネット出席株主様には、インターネット出席をしていただくことで、議事進行の様子をライブ配信でご覧いただくのみならず、会場出席株主様同様、株主総会開催中に電話やインターネットの手段を用いて、ご質問いただくことや、開催日当日の議事進行の内容を踏まえて議決権を行使いただくことを検討しております。
●パイブDHD（2020年5月27日開催） 本株主総会は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として開催いたしますので、株主様は、当日バーチャル出席することができます。バーチャル出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、議決権の行使や質問をすることができます。
●Zホールディングス（2020年6月23日開催） 当社指定のウェブサイトから、議決権行使、ご質問等が可能な「インターネット出席」もご用意しております。
●アステリア（2020年6月24日開催） 今回の株主総会は、新型コロナウイルス感染予防のために、基本的にインターネット上のバーチャル出席型で開催し、株主総会の様子は以下のサイトでリアルタイムに動画配信いたします。 【インターネットで議決権を行使される場合】 議決権行使サイト（下記）にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。 議決権行使サイト（下記）にて株主総会当日のご質問を受け付けます。ご質問は対象となる議案を選択いただき、できるだけ簡素にご記載ください。
●ソフトバンクグループ（2020年6月25日開催） 議決権行使・ご質問等は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けておりますので、ご活用ください。

(1) 通信障害等が生じないようにするための準備と通信障害等が生じた場合の法的効果

まず、バーチャル出席株主がインターネット等の手段により出席することができるようにするため、当該インターネット等の手段に係る通信障害やシステム障害が生じないようにする必要があります。

そこで、会社は、大勢の株主がアクセスすること等も想定しながら、通信障害等が生じないよう、入念に試験を重ねること等が求められる。また、株主総会の招集通知には、バーチャル出席の場合は、通信障害等により出席が中断される可能性があることを告知し、バーチャル出席する株主がその点を十分に理解した上でバーチャル出席するようにする必要があります。

仮に通信障害等が生じ、バーチャル出席株主がバーチャル出席ができなくなってしまった（中断

が生じた）場合は、当該バーチャル出席株主は、欠席（途中退場）として扱われることになるかと解される。株主側の問題ではなく会社側の問題に起因してバーチャル出席株主が株主総会の審議・決議に加わることができなくなった場合は、当該株主総会の決議に瑕疵があることとなり、株主総会の決議の取消しの対象となるおそれがある（会社法831条1項）。もっとも、この点については、仮に会社側の問題で通信障害等が生じ、バーチャル出席株主が株主総会の審議・決議に参加することができなくなったことが株主総会の決議の瑕疵に該当するとしても、会社が通信障害等の防止のための合理的な対策を講じており、かつ、通信障害等のために審議・決議に加わることができなかったバーチャル出席株主がこれに加わったとしても決議の結果が変わらなかったといえる場合は、裁量棄却が認められると解される（同条2項）（実施ガイド14頁^{※5}）。そのため、最終的に株主総会の決議が取り消される事態には至らないというケースが多いと思われる。

※5なお、実施ガイド14頁では、そもそも、会社側の問題に起因して生じた通信障害等によりバーチャル出席株主が審議・決議に加わることができなかったとしても、会社が通信障害等のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害等の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、そもそも決議取消事由に当たらない（決議の瑕疵が生じない）という考え方も紹介されている。

(2) バーチャル出席株主による動議の提出及び質問のあり方

次に、バーチャル出席株主は、基本的に、リアル出席株主と同等の権利を有しており、株主総会の場において、質問をしたり動議を提出したり、また、議決権を行使することができるのが原則である。もっとも、特に動議については、実施ガイドにおいて、バーチャル出席があくまでもリアル出席に追加的に認められる出席方法であることを踏まえ、バーチャル出席株主の権利を制限する方向で対応することが可能であることが示されている。すなわち、株主総会の招集通知等において、原則として動議はリアル出席株主からのものを受け付けるとことや、リアル出席株主から動議が提出された場合には、バーチャル出席株主は賛否の表明ができない場合があること（棄権又は欠席として扱われる場合があること）を明記するという対応が示されている（実施ガイド21頁～23頁）。

もっとも、株主総会において、実際に動議が提出されることは稀であり、実務上、動議よりも重要なのは、バーチャル出席株主による質問と議決権行使の方法である。

バーチャル出席株主による質問の方法は、インターネットを通じたチャット機能や電話を利用して質問内容を会社側に伝える方法が考えられる。もっとも、このようなバーチャル出席株主の質問が直接に議場に伝わる必要はないと解される。いずれの方法においても、バーチャル出席株主の質問は、いったん事務局に伝達・送信されるものとし、事務局・議長は、その中の幾つかを正式な質問として取り上げ、答弁することになる。したがって、バーチャル出席株主が提出した

質問の全てが、議場において取り上げられるわけではない。この点について、いずれの質問を取り上げるかは、会社の裁量に委ねられることになるが、その選択が恣意的なものとならないようにする必要がある。そのような観点からは、予め、バーチャル出席株主の質問を取り上げるに際しての基準を策定しておくことが望ましい。例えば、株主総会の目的事項に関係するもの、株主の関心が高いと思われるもの、リアル出席株主から質問がまだ提出されていない事項に関するものを取り上げ、逆に、会社又は第三者に対する誹謗中傷、名誉棄損となるものは取り上げないといった基準が考えられる。

また、バーチャル出席株主による質問は、そのような選別の時間を要することから、送信期限を設けることが考えられる。例えば、報告事項の報告が終了するまでとすることが考えられる。

さらに、議事進行上、リアル出席株主による質疑応答のタイミングとバーチャル出席株主の質疑応答のタイミングも検討する必要がある。例えば、まず、一定時間、前者を行い、その次に後者を行うことが考えられる。

(3) バーチャル出席株主による議決権行使のあり方

バーチャル出席株主による議決権行使の方法について、実施ガイド 24 頁では、バーチャル出席株主が、株主総会当日に議決権を行使することができるよう、会社はそのシステムを整える必要があるとされている。典型的には、パソコンやタブレット、スマートフォン等においてバーチャル出席株主が議案ごとに賛否を選択することができる画面を表示することが想定される。確かに、このような方法で議決権行使をすること

ができるようにすることが、バーチャル出席株主による確実な議決権行使の方法の一つであるといえる。

しかし、一般に、リアル総会場では、採決において、リアル出席株主による拍手の方法が採られており、個々のリアル出席株主の賛否を確認することはされていない。これは、書面又は電磁的方法による事前の議決権行使の結果から、株主総会の開会前の時点において既に決議の成否が決しているからである。そうすると、このような場合に、バーチャル出席株主についてのみ、リアル出席株主と異なり、議案ごとに賛否を表明することができるようにしないといけない、すなわち、会社が議案ごとの賛否を確認することができるようなシステムを整えておかねばならないとまで考える必要はないように思われる。そして、そこまでの対応をしていなくとも、出席型の株主総会の決議の瑕疵となるわけではないと解される。

したがって、バーチャル出席株主による議決権行使の方法としても、例えば、拍手とすることでも足りると思われる。また、インターネットを通じたチャット機能を利用して、賛成又は反対のメッセージを送る方法でも特段の法的問題はないと考えられる。

5. 終わりに

バーチャル株主総会を採用する場合、システム対応等を含め、事前の準備に相応の時間を要すると考えられる。6 月の株主総会シーズンが終了したばかりであるが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか不透明な中、2021 年以降の株主総会について、バーチャル株主総会の採用を検討するにあたり、本稿が参考になれば幸いである。

特別寄稿（「講演会」に替えて）

今年 3 月 24 日、首相官邸でバハ IOC 会長と安倍首相との電話会談で「東京五輪」の延期が決まった。首相は同席した小池都知事らとグータッチして、喜びを表現したという。アスリートファーストと言いながら、その場には選手の代表ともいえる山下 JOC 会長の姿はなかった。小池知事は翌日から、それまでは熱心には見えなかった「コロナ禍」対策に邁進する。しかし、コロナ禍は全世界を覆い、五輪について、いまや来年の開催さえ見通せなくなっている。

この間の諸事情について、五輪取材を夏冬合わせて 7 回も重ねているスポーツニッポン新聞のベテラン記者、藤山健二・特別編集委員に原稿をお寄せいただいた。

「東京五輪延期の真相と開催の課題」

スポーツニッポン新聞特別編集委員 藤山健二氏

東京五輪の延期が決まってから 4 カ月が経過した。1896 年にギリシャのアテネで第 1 回大会が開かれた夏季五輪は前回のリオデジャネイロ大会までに 31 回開催されているが、その間に中止になったのは 1916 年のベルリン大会、40 年の東京大会、44 年のロンドン大会の 3 回だけで、理由はすべて戦争だった。100 年を超す歴史の中でも延期になったのは今回の「東京

2020」が初めてだ。初めてであるがゆえに国際オリンピック委員会（IOC）や東京都、そして日本政府の対応は後手に回り、世界中から厳しい批判にさらされた。今回の決定はいかにして行われたのか、果たしてその判断は正しかったのか。改めて決定までのプロセスを検証し、1 年後の大会成功に向けて今後の課題を明らかにしてみたい。



現時点でIOCも組織委員会も、五輪開催については「予定通り」としている。だが、国内の感染者増加に歯止めがかからず、日本を見る海外からの目が日に日に厳しくなりつつある今、改めて開催の是非について検討すべき時期に来てい

るのではない。

このまま3月中にも感染が終息すれば予定通りの開催で問題はない。しかしもし終息が4月以降にずれ込めば、国内のテスト大会や世界各地で行われる各競技の最終予選

が軒並み中止に追い込まれる公算が大きい。終息が遅れば遅れるほど日本行きを拒否する海外の選手が増え、日本国内では逆に感染防止のために入国を拒否すべきだという意見が台頭してくるに違いない。

考えたくはないが、最悪のシナリオになった場合、選択肢は延期か代替開催しかない。各方面への影響を考えれば延期なら遅くとも5月、代替開催ならもっと早く3月か4月には結論を出さないと間に合わない。代替開催と言っても実際に開催

できそうなのは直前に五輪を開催したりリオデジャネイロかロンドンべらいだろう。しかし、リオは経済的に難しく、市長候補が名乗り上げたロンドンも国民の理解が得られるとは思えない。そうすると「もしも」の時の最も現実的な選択肢

は、東京開催のまま1年延期しかないように思える。7、8月の開催は五輪憲章で定められており、巨額の放映権料を支払う米テレビ局の意向もあるの、今秋にずらすのは難しいだろう。今、IOCがやるべきことは、事態の終息が遅

れた場合にどうするかの手配をはっきりと示すことだ。「仮定の話はしない」のではなく、「仮定の話をすることによって選手や大会に携わるすべての人々が安心して準備に取り組むことができるはずだ」。

(編集委員・藤山健二)

最悪の「もしも」…最善は東京開催1年延期

《2月26日紙面で「延期」を提言したのだが…》

新型コロナウイルスの流行が中国国内で始まり、国際的に認知されるようになったのは昨年12月頃とされている。日本で最初の感染者が確認されたのは1月16日で、この時点ではまだ五輪に影響を及ぼすことになるとは誰も考えていなかった。

やがてアジアや欧州を中心に感染者が増え始め、WHO（世界保健機関）は同26日になって初めて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言。日本でも2月になって横浜港に停泊していた「ダイヤモンド・プリンセス号」でクラスター（集団感染）が発生し、にわかに緊張が高まった。2月中頃になると中国以外でも死者が出始め、国内での感染者も100人を突破。ネット上で「五輪、大丈夫なの？」という不安の声が広がり始める。

私は2月26日のスポニチ紙面で、他社に先駆けて「五輪を1年延期すべきではないか」という論説記事を掲載した。記事中で「国内の感染者の増加に歯止めがかからず、日本を見る海外からの目が厳しくなりつつある今、改めて開催の是非について検討すべき時期に来ているのではないかと疑問を呈し、「もし収束が4月以降にずれ込めば各競技の予選会が軒並み中止に追い込まれる。そうなれば最悪の場合、代替開催か延期しか選択肢がなくなる」と指摘した。

関係者の間で波紋を呼びそうな記事をあえて掲載したのは、感染が確実に世界全体に広まりつつあるのにIOCや組織委、東京都の関係者に危機感が全く感じられなかったからだ。今すぐ「延期」を決定する必要はないにしても、もしもの時に備えて様々なシミュレーションを準備しておくのは常識だ。ましてや2兆円近い巨費を投じて開催される世界最大のイベントなのだ。「仮定の話はしない、のではなく、仮定の話をする。ことによって選手や大会に携わるすべての人々が安心して準備に取り組むことができるはずだ」というのが私の主張だった。

残念ながら私の提言は大多数の関係者に「ありえない」と一笑に付されたが、さにあらず翌日にはIOC委員の最古参、カナダのジャック・パウンド氏が初めて大会の中止について言及。「1年延期案」は笑い話どころか、一気に現実のものとして認識されることになった。本来ならこの時点で様々な可能性を検討すべきだったが、IOCや組織委はパウンド氏の発言を「非公式」として否定し、「大会は予定通りに開催する」



と強調した。3月に入ってもIOCの方針に変化はなく、同3日にもバハ会長は改めて「選手は信頼して全力で準備を」と予定通りの開催を世界に宣言。事態の沈静化を図った。

この段階でもまだIOCや日本側が「予定通り」の開催に固執していたのは、感染防止について何らかの確信を持っていたからではない。ただ単に「いずれ感染拡大は収まるだろう」という希望的観測

を持っていたに過ぎない。もっと言えば「中止や延期はしたくない」というのが本音だったのだろう。中止となれば今までの苦労はすべて水の泡となり、IOCも日本側も莫大な損失を被る。延期にしたとしても日程の組み替えなどで膨大な労力が必要になる。そんな面倒なことをやりたがるわけがなく、「まあ、何とかなるだろう」というよく言えば神頼み、はっきり言えば無責任な状態がさらに続いていく。

そんな楽観ムードに一石を投じたのは誰だろう、あのトランプ米大統領だった。WHOは3月11日に世界的流行を示す「パンデミック」を宣言。翌12日には、トランプ米大統領が「五輪は1年延期すべき。無観客よりはいい」と発言した。五輪のスポンサーとして最も影響力があるのは放映権を持つ米国のテレビ局NBCである。1100億円もの巨額の放映権料を支払っているNBCの意向にはIOCは従わざるをえない。多くの批判を浴びながらもIOCが五輪の開催時期を真夏の7～8月に固定しているのもNBCの強い意向があるからだ。

気候的にベストの秋にはメジャーリーグやNBA、NFLなど米国の人気スポーツが佳境を迎える。それらとの競合を避けて五輪を中継するなら真夏の開催しかない。選手の健康を犠牲にしてまでIOCが真夏の開催に固執するのは、それなりにやむにやまれない事情があるのだ。

つまり、IOCは米国の意向を無視することは絶対にできないということだ。その米国の大統領が「1年延期すべき」と発言したのだから、IOCもさぞ慌てたに違いない。この時点で世界の感染者は12万人、死者は4000人を超えていた。強気の姿勢を貫いてきたバハ会長もパンデミックとトランプ発言のダブルパンチを受け、ついに「WHOの助言に従う」とトーンダウンするに至った。

ただ、それでもIOC全体としてはまだ「予定通り」の開催に向けて突き進んでおり、周囲の心配をよそに、12日にはギリシャでの聖火採火式を強行した。とこ

ろが予定通りに五輪を開催する証しとなるはずだったギリシャ国内での聖火リレーは、大勢の観客が集まったために急きょ打ち切りとなってしまった。しかし、この期に及んでもまだどこからも「延期」の声は上がらない。それどころか、16日には安倍晋三首相が「完全な形で開催を目指す」と宣言。17日にはI O Cの臨時理事会が開かれ、予定通りの開催を確認。各国国際競技連盟（I F）との協議でも、7月24日の開幕に向けて準備を進めることで一致した。

《I O Cだけが圧倒的に優越的な立場にあるのだ》

ここで改めてI O Cと組織委、東京都、政府の関係や役割について確認しておきたい。それぞれの立場は「開催都市契約」で詳しく定められている。まずI O Cは五輪に関するすべての権利を有し、五輪を開催することができる唯一の組織である。I O Cは「開催都市契約」に基づき、開催都市の東京都に大会の計画、資金調達、運営のすべてを委託する。そしてI O Cと東京都の間に入って実際に資金調達や運営を行うのが組織委員会だ。

これだけを見ると3者は対等の関係のように見えるが、実際の契約はすべての項目でI O Cが圧倒的に有利になっている。極端に言えば「私たち（I O C）は五輪を開催する権利を与えるから、後はあなたたち（組織委員会、東京都）の責任でうまくやりなさい。文句は一切認めません。儲けの大半は私たちがもらい、もし損失が出て補償はしませんよ」となっていると思えばほぼ間違いない。

3月の中頃には「なぜ組織委や東京都は五輪を中止にしないのか」という世論の声が高まった。実はその答えもこの「契約」の中にある。つまり、契約の上では「大会を中止する権利を有する」のはI O Cだけであることがちゃんと記されているのだ。ただし、中止の理由になるのは戦争や内乱など「大会参加者の安全が深刻に脅かされる場合」のみで、今回のような新型コロナウイルスによるパンデミックについてはどこにも記載がない。

厳密に言えば「本契約の締結日には予見できなかった不当な困難が生じた場合」には組織委や開催都市側が大会の変更について要求することができるという記載があるにはある。しかし、もし今回のパンデミックが「予見できなかった不当な困難」に当たるとしても、大会を最終的に中止にする権利はI O Cにしかないのだから、実際には日本側にはどうすることもできない。

そうであるのなら、あえて自分たちの方から中止や延期を口にして逆に莫大な違約金を請求される危険を冒すよりは、このまま予定通りに開催した方がいいという心理が日本側に働いたとしても何ら不思議はない。世論の高まりにもかかわらず、日本側の態度が優柔不断に見えたのは、この契約問題が理由の1つであったことは改めて強調しておきたい。

本題からは少し外れるが、一連の話の中に「なぜJ O C（日本オリンピック委員会）が出てこないのか」と不思議に思った方もいるかもしれない。本来なら今

回のような問題が起きた時には率先してI O Cとの調整を行うべき立場のはずだが、実際には何ら関与することができなかった。理由は簡単で、今のJ O Cには何の権限もないからだ。

J O Cはもともと日本体育協会（現日本スポーツ協会）の中にある一委員会にすぎなかった。国庫補助金の選手強化費は日体協を通じてJ O Cに渡され、J O Cが各競技団体に分配していた。ところが1980年のモスクワ五輪の際に、米国に同調して大会をボイコットしようとする政府と対立。最後は補助金のカットをちらつかせる政府側に押し切られる形で、J O Cはボイコットの決断を下した。この時、涙で抗議をした選手の1人が柔道で金メダル候補だった山下泰裕現J O C会長であることは周知の事実だろう。

J O Cはその9年後の89年に、ようやく予算権限を持つ財団法人として日体協から独立。西武グループの総帥だった堤義明氏を初代会長に迎え、民間主導での自主財源確保に舵を切った。当時の堤会長の権力は絶大で、赤字を出しても何の責任も感じないお役所的な理事会の運営に業を煮やし「これが民間企業ならみんなクビだ！」と怒鳴りちらした時の光景は今でも忘れられない。

8年の長野五輪招致でも堤J O Cはその権力と財力を遺憾なく発揮した。I O Cとの関係は今とは真逆で、サマランチ会長（当時）の方が常に堤会長の動向を気にしていると言ってもいいような状況だった。ところがその堤氏が05年に西武鉄道株に絡む証券取引法違反で逮捕され、一気に流れが変わる。そして入れ替わるように同年、日体協会長に就任したのが現在の組織委会長でもある森喜朗元首相だった。ちょうど時代はバブル崩壊とリーマンショックによる景気後退と重なり、強化費の財源も民間から国費主体へと逆戻りする。しかもJ O Cを通して配分された補助金では不正が相次いで発覚し、ついに15年には強化費の分配は文部科学省所管の日本スポーツ振興センター（J S C）が一元管理することとなり、J O Cは一気に弱体化してしまった。

長野五輪当時とまではいなくても、せめてJ O Cが今回の延期協議の場に参加できる立場であれば、また違った対応になった可能性もある。しかし現実には昨年急きょ会長に就任したばかりの山下氏にそこまで求めるのは酷で、表舞台で何らの指導力も発揮できない今のJ O Cには今後も大きな期待はできないだろう。

《「延期」に舵を切ったI O C》

さて、どうあっても「予定通りに開催する」と言い続けてきたI O Cは3月22日になると突然態度を一変させる。日本時間の同日夜に急きょI O Cと組織委の森会長が電話で協議し、「中止は議論せず、延期を視野に4週間以内に新しいシナリオを作る」ことで合意。I O Cの臨時理事会でこの案が承認され、史上初の延期が決定的となった。

わずか5日前の理事会では「すべて予定通り」と確

認したはずのI O Cが、なぜ突然豹変したのか。一番の要因は身内である各国N O C、そして肝心要の選手たちから一斉に批判の声が上がったことだった。競技会のほとんどが中止となり、練習すらままたなくなつた多くの選手たちが「I O Cの決定は私たちや家族を危険にさらす」「開催するのはあまりにも無神経で無責任だ」とSNS上で痛烈に批判。自国選手たちの悲痛な声に押され、ノルウェー・オリンピック委員会は20日に五輪の延期を求める文書をI O Cに送付。米国の水泳連盟、陸上連盟も延期の要望を公表した。22日にはカナダのオリンピック委員会とパラリンピック委員会が、予定通りの開催なら選手を送らなと宣言。各国が同調する異常事態となった。

これは私の推測だが、恐らくI O Cは「N O Cや選手は五輪の開催を希望している」という誤った判断をしていたのではない。スイスのローザンヌに本部を置くI O Cは、以前から「中世の貴族のようだ」と揶揄されるように、端から見れば特権階級と言ってもいいような立場にある。先の開催地契約を見るまでもなく、莫大な資金が動く五輪開催では、各国の元首でさえI O Cの幹部に頭を下げる。大会期間中はもちろんのこと、いつどこへ言っても必ず超一流ホテルが用意され、夜な夜な接待三昧の楽しい毎日が待っている。巨大組織ゆえに普段は末端の選手たちの声がI O Cの幹部に届くことはなく、届いたとしても実情を理解することは難しい。

これが一昔前だったらI O Cは世間の声を一切知らないまま五輪を予定通りに開催していたのかもしれないが、今はインターネットの時代で、あつというまにI O Cへの批判は世界中に拡散した。特権階級を支えているのは財力、すなわちスポンサーである。スポンサーは世論の声が最も重要であり、その声に従えばもはや五輪を予定通りに開催することはできない。スポンサーに下りられては五輪は開けないので、延期するしかない。わずか5日で事態を急転させるきっかけになったのがほかならぬ選手たちの声だったという事実は、今回の一連の混乱の中で唯一の救いと言っているのかもしれない。

ようやくI O Cが重い腰を上げて延期を決断したことで、焦点は1年延期なのか、2年延期なのか、そして季節は春なのか夏なのかという時期の問題へと移る。当初、I O Cは「3、4週間以内に新しいシナリオを作る」としていたが、実際には結論が出るまでにたいした時間はかからなかった。延期決定までの過程に比べてスムーズに調整が進んだのは、日本側の意向が強く働いたからだ。

2日後の24日にはさっそくバッハ会長と安倍首相が電話会談を開催。終了後に安倍首相は「1年程度を軸として検討する提案をした。バッハ会長には100%同意すると答えを得た」と説明し、事実上の1年延期が決まった。2年ではなくなぜ1年延期だったのかについては、安倍首相の自民党総裁の任期が来年9月までであることと無関係ではない。仮に4選に挑むのであればその直前に五輪を開催して成功させることは自

身の成果として重要であり、潔く身を引く場合はなおさら自分の手で最後に五輪を開催したい思いが強く当然だ。少なくとも政府内では2年延期の選択肢は最初からなかったわけだ。

来年のいつ開催するのかという点については当初、21年春を検討しているという外電が一部で流れ、国内でも「桜五輪」として大きく報道された。しかし私は27日のスポニチ紙面で「開催時期は来年7月23日から8月8日しかない」という記事を掲載した。「桜五輪」の場合、各競技の代表選考会を1～2月の真冬に行わなくてはならず、スキーやスケートなどの冬季競技と重なる。しかも4月は日本では進学、入社など人の動きが最も激しい時期であり、ボランティアの確保が難しい。5月以降は梅雨に入り悪天候と高湿度が予想され、やはり大規模イベントの開催は困難だ。そう考えれば現実には今年と同じ真夏の開催以外には考えられない。

運営側としても来年の全く同じ期間に開催すれば、日程の変更など一番面倒な作業をやらなくてすむ。夏休みならボランティアの募集も用意で、組織委としての被害は最小限ですむ。その上で五輪の開催は最終日が日曜であることが前提なので、開幕は21年7月23日、閉幕は8月8日と予想した。

案の定、その3日後の30日夜、組織委の森会長、小池百合子都知事、橋本聖子五輪相とバッハ会長が電話会談を行い、7・23開幕で最終合意に達した。延期に伴うメリットとデメリットを詳細に検討すれば、まるまる1年スライドする以外に選択肢はなかったのである。

《来年の開催実現には「簡素化」が必要だ》

それから4カ月が経過し、来年の仕切り直しに向けて準備は粛々と進められている。だが、延期に伴う様々な課題はまだ山積している。もちろん、一番の問題は新型コロナウイルスである。五輪の開催には世界中で感染が収束することが絶対条件だ。奇跡的にワクチンや治療薬が早期に開発できたとしても、それが世界に行き渡るまでにはどんなに急いでも数年はかかるだろう。最悪の場合、延期ではなく中止に追い込まれる可能性も否定できないが、それは本稿の主題ではないので、ここでは予定通り来年に開催されるという前提で話を進めたい。

喫緊の課題は、巨額の追加経費を誰が負担するのかということだろう。組織委の人件費はもちろん、競技施設や選手村、プレスセンターなどの借り上げ費用や維持管理費、そしてPCR検査の拡充などの感染症対策…。追加に伴う経費は3000～4000億円に上ると推定されている。I O Cはすでに700億円の支払いを表明しているが、裏を返せば残りはすべて日本側の負担ということになる。感染拡大で国内外の経済が危機的状況にある中で、東京都や政府が五輪のためにそれだけの費用を支出することにどれだけの理解が得られるのか。「そんな金があるのなら生活に困っている人たちのために使うべきだ」という声は正論であり、どん

な理由をつけても国民の血税で追加経費をまかなうことは世論の支持を得られないだろう。

国民の理解を得るためにできることは、五輪の規模を当初の予定よりも小さくして、徹底的にコストダウンを図ることだ。当然、聖火リレーや開閉会式の縮小も避けては通れない。自分たちも精いっぱい経費削減に努力しましたという姿勢を見せて初めて国民の理解が得られるのだと言うことを、IOCや組織委は肝に銘じておく必要がある。

《五輪、その魅力は何物にも代えがたい》

私はこれまでに現場での五輪取材を7回経験した。人種や民族、宗教の違いを乗り越えて世界中の人々が一堂に会し、誰もが笑顔でふれ合う光景は素晴らしいの一言に尽きる。極限まで鍛え上げた選手たちの身体と最高峰の技術。勝者だけでなく敗者をも称える包容力。それらはすべて、五輪以外の取材では決して味わうことのできない感動だった。

だからこそ五輪は常に人々に勇気を与える。困難な時代になればなるほどその重要性は増す。私は92年バルセロナ五輪の時に林真理子さん、96年アトランタ五輪の時に阿川佐和子さんのアテンドを務めたことがある。時間をかけて1つの作品を作り上げる作家に

新聞コラムが務まるのか正直不安だったが、いざ大会が始まると逆に2人の作家魂に圧倒された。林さんは毎日観客席のコンクリートの階段に座り込んで原稿を執筆し、締め切り時間を厳守してくれた。阿川さんはプレスセンター内で徹夜して、毎日素晴らしいコラムを執筆してくれた。私は熱気あふれる2人の姿を目の当たりにして、日本を代表する著名な作家でさえなりふり構わず原稿を書きたくなるような魅力が五輪にはあるのだということを改めて認識させられた。

今は作家でなくても誰でもSNSを通じて五輪の感動を伝えられる時代になった。一日も早く事態が収束し、来夏には今度こそ東京から世界へ五輪の魅力を発信できるように、私もしっかり準備を整えておきたいと思っている。

※藤山記者は6月講演会で講演予定でしたが、自粛により開催中止のやむなきに至りました。来年の五輪開催前の講演をお願いしているところです。

同記者は1960年埼玉県生まれ。82年早稲田大学教育学部卒。スポーツニッポン新聞入社後、一貫して五輪を主軸とするアマスポーツ畑を歩き、スポーツ部長、編集局次長を務めました。一方、『ジャッカルの日』のF・フォーサイスに憧れ、小説も書いており、『富士山の身代金』（新潮社、1995年）等の著書もあります。

第10回監査基礎講座リモート開催の報告

本来ならば東京オリンピックで沸き立つ2020のはずが、すっかりコロナで明け暮れ半年が過ぎました。当会も2月下旬から会員会友集まっただけの会合は出来なくなり、全10回の監査基礎講座もあと2回というところで、スケジュールの変更を余儀なくされました。

3月の第9回「株主総会における監査役の役割」（鈴木充郎講師）は講義資料配信のみとさせていただきましたが、2019年度最終講座となる第10回「監査役等の在り方について考える」については、菅野重雄講師（当会前会長）より、新会員にとって当会の入口とも言える監査基礎講座は講義プラス受講メンバー同士のディスカッションを通じての学び合いが大切なので、ナマ講義が出来ないならばYou Tubeに講義内容を吹き込むので、これをベースにディスカッションをしてみようということで、当講座初のリモート講座を行うことになりました。以下、（ドキュメンタリー風にご報告します。

4月7日の政府緊急事態宣言を受け、4月20日当会全ての行事中止を5月31日まで延長。第10回監査基礎講座（4月14日予定）を延期。5月18日当会集合行事を6月30日まで中止決定。監査基礎講座は6月3日に講義資料（本文55P、参考資料58P）を受講登録者等93名へ配信とともに希望者によるリモート講座（LINEグループ会議）開催を案内。6月8日～11日菅野講師による「You Tube講義（約90分）」を希望者（受講者11名、関係役員8名、計19名）へ

配信し、6月11日リモート講座開催（15:00～16:30）の運びとなりました。

リモート講座参加者には、You Tube講義を視聴しての疑問や意見、感想などをメモしておいてもらい、当日は各人5分ずつ報告後、意見交換をしました。菅野講師にはYou Tube録画でのご苦労もあり、講座開始直前にはLINE接続が中断するなどハラハラする場面もありましたが、何とか無事終えることができました。講座での主なやりとりは以下のとおりです。

- ・内部統制について：管理体系は形式的にならず不祥事防止への実質的な仕組が必要。
- ・子会社監査役について：親会社（株主）からの目付役と同時に子会社を守る役目であるが、子会社プロパー社員を守るというスタンスが極めて大事である。
- ・オーナー会社の監査役について：社長に付度せず法令第一の精神で。不正を見逃せば自分が犯罪者になる。言うべきは言う信念が大切。
- ・不祥事の防止について：会社の風土に根ざす「カビ型不正」をなくすことこそが問題解決の本質であり、監査役が本領を発揮するところである。

2020年度はリモート会議のノウハウも重ね工夫して8月より開講しております。途中の回からでも大丈夫ですので、皆様どうぞご参加ください。

（監査基礎講座運営委員長 岩本 泰志）

7月から当会の主催行事が再開されました

当会では新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応として、2月26日以降6月末日まで、国の緊急事態宣言の解除後もすべての主催行事を中止していました。新型コロナの終息までにはまだ相当の期間を要す

と考えられますが、当会が主に使用している文京区、千代田区の施設利用が解禁されたこともあり、感染症対策に万全を期した上で開催可能な行事を7月から再開しました。

7月3日 講演会(日比谷図書文化館「大ホール」)



受付台には飛沫防止のアクリル板、来場は事前申込制で「マスク着用でなければ入場不可」。



会場内はソーシャルディスタンス確保のため、人数を制限し間隔を開けての着席。

7月5日～9日 合同展(文京シビック「ギャラリー・シビック」)



来場者には手の消毒、「名前・電話番号」のご記入を依頼。3密を避けるために「いちどきに25名以内で、間隔は開けて」の鑑賞をお願いしました。

7月16日 監査セミナー(日比谷図書文化館「大ホール」)



換気のため会場の扉は開け放たれたまま。



着席禁止の「×印」でソーシャルディスタンス順守。



句遊会

六月詠草

兼題…水羊羹、蜩袋、当季雑詠

水羊羹ガラスの皿にすこし揺れ

城戸崎雅崇

来客に笹の葉敷いて水羊羹

石原 克己

散歩後の水羊羹の喉滑る

森 邦彦

着飾つて紅さす前の水羊羹

佐藤 政百

然りげ無く切り出す話水羊羹

安井 正浩

にはか雨蜩袋と雨宿り

大仲 正敏

卯の花を尋ねて万歩鄙の道

中山 知祐

老鶯や茜雲負ふ古城かな

生江沢五風

亡き母や中野の駅を通るたび

眞田 宗興

写友会



左巻カタツムリを探しに2度三崎半島に行きましたが、これは普通の右巻カタツムリです。ユツタリノツタリ生活しているその姿に心が和みます。

「お前は何をしているのかと、そよ吹く風がそと私に囁きかける。」って詩を思い出したりするのは私だけでしょか？

「カタツムリ」
渡辺 克司

撮影場所：三崎半島

事務局通信



◆行事報告

第176回理事会(通信併用)

6月11日(木)10:00~12:00 文京区民センター

会報委員会 通信

ホームページ委員会(通信併用)

6月15日(月)14:00~17:00 事務局

◇監査部会

19年度第10回監査基礎講座

6月11日(木)15:00~16:30 オンライン

講師 元三菱電機プラントエンジニアリング(株)

常勤監査役 菅野重雄氏

演題 監査役等の在り方を考える

第236回監査実務研究会

6月10日(水)~30(火) HP・メール(質問)

問題提起者 元日本プラスター(株)監査役 寺嶋 徹氏

コーディネータ (株)キューブシステム常勤監査役 中井淳夫氏

テーマ スチュワードシップ・コード改訂

第237回監査実務研究会

6月23日(火)16:00~18:00 ライブWEB会議

特別WEBセミナー

6月24日(水)以降 録画公開

(視聴者約)70

講師 東京霞ヶ関法律事務所

パートナー弁護士 遠藤元一氏

テーマ 監査役の視点からみたJDI(ジャパンディスプレイ)調査報告書

◇生涯学習部会

画友会

6月30日(火)11:00~12:00 オンライン

句遊会

6月3日(水) 通信

楽友会

6月11日(木)14:00~17:00 オンライン

同好会

エッセイクラブ 通信

楽器演奏同好会

6月27日(土)14:00~17:00 オンライン

出席者

17

6

7

19

7

7

70

5

9

18

7

8

◆会員・会友異動

(新入会員)

○楠畑健次 王子エコマテリアル(株) 常勤監査役

紹介:吉村研一氏

(交替会員)

○井出正宣 (株)日経東京製作センター 監査役

前任:鯉江淳二氏

○山本浩司 (株)日経イベント・プロ 監査役

前任:齊藤義信氏

○川澄晴雄 双信電機(株) 常勤監査役

前任:上田英治氏

○菅原隆志 東京青果(株) 常勤監査役

前任:大井博之氏

○河合祐一 東電設計(株) 常勤監査役

前任:名倉良夫氏

(変更)

○小畑哲哉 (株)NTTデータ

【機関設計、役職】

監査等委員会設置会社、社外取締役

常勤監査等委員

○楠美信泰

【登録会社】

キャノンマーケティングジャパン(株)

→(株)日本政策金融公庫

(退会会員)

○谷 英治 (株)シー・ヴィ・エス・バイエリア

取締役常勤監査等委員

(退会会友)

○飯野重夫 元(株)インボイス

○加瀬康彦 元(株)弘電社

○芝龍太郎 (株)東機システムサービス

○中村卓夫 元(株)乃村工藝社

会 員	会 友	計
204	141	345

2020.6月末現在

編集後記

★今号では6月度の監査セミナー・講演会に替えて、塚本英巨弁護士と藤山健二スポニチ特別編集委員にそれぞれご寄稿をいただきました。塚本先生はコロナ禍が収束しているかどうかにかかわらず、「バーチャル株主総会」の採用は検討に値すると指摘、その基本について具体的な事例を示し詳しく解説してくださいました。藤山記者は紙面でのご自身の提言を軸に五輪開催が延期となった「真相」と開催に向けての「課題」を五輪への熱い思いを込めて届けてくださいました。★7月から当会主催行事が再開されました。当会や文京・千代田区施設の指針に沿ったコロナ感染防止策を講じての開催です。また、19年度監査基礎講座・最終回は「You Tube 講義」の事前配信による「リモート講座」でしたが、本稿ではその経緯が切迫感を持って伝えられています。★3か月前の本欄に記した「国内感染1万人超す、世界では220万人」がすでに「2.5万、1,400万」を超える恐るべき数値となりました。長期化する非常事態に対し、当会の新常態(ニューノーマル)のあり方を確立し、活発な活動が再開されることを願っています。(水野 誠一)